

会 員 各 位

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関
社団法人 大阪府トラック協会
会 長 大 和 健 司

平成22年度輸送秩序確立運動の実施について (ご協力お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会ならびに適正化事業実施機関の運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて 国内貨物輸送量の90%以上を担うトラック輸送は、国内物流の基幹産業として、わが国の高度な経済活動や豊かな国民生活を根底で支えています。

一方で、トラック運送業界の99%以上は経営資源の乏しい中小零細事業者で占められており、一昨年の世界的な経済不況が追い打ちとなり、大半のトラック運送事業者が厳しい経営を余儀なくされています。

このような状況のもとで、トラック運送業界では社会との良好な共生を図るとともに、安全で良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けることが課題となっているほか、再生産可能な経営基盤の確立が急務であり、そのためのコストに見合った適正な運賃収受が不可欠となっています。

このため、輸送秩序の確立が、従来にもまして重要な喫緊の課題となっており、将来にわたるトラック事業の発展を目指して、これらの課題に着実かつ真摯に取り組み、健全な競争環境の実現と適正取引の推進に努め、健全な輸送秩序の確立を図っていかねばなりません。

そこで、平成22年度も前年度に引き続き、社団法人全日本トラック協会と連携して、下記重点実施項目に基づきみだしの運動を展開することといたしましたので、みなさまにおかれましてもその趣旨をよろしくご理解いただき、積極的な取り組み、推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 重点実施項目

- ① 貨物自動車運送事業法等トラック事業を取り巻く関係法令等の遵守徹底
- ② 運輸安全マネジメントの導入に係る企業の安全意識の浸透及び効果的な取組並びに安全輸送のレベルアップの推進
- ③ 荷主企業に対し、各種広報媒体や荷主懇談会等による不公正取引の是正とコストに見合った適正運賃收受についての理解と協力要請
- ④ 社会との良好な共生を目指した安全・環境を含む円滑かつ高品質な輸送サービスの追求
- ⑤ 輸送原価に対する意識改革の向上、原価管理の徹底等による経営体質の改善に努め、企業基盤を確立
- ⑥ 社会保険等の料金未払いを含む輸送秩序阻害行為の排除対策の推進及び関係行政庁との連携強化

2. 実施期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日（1年間）

なお、参考資料として「許可・認可変更届必要書類」を添付しておりますので、各社の事情に応じて効果的にご活用ください。

参 考

認 可 ・ 変 更 届 必 要 書 類

◎ 認 可

<営業所、休憩・睡眠施設の新設および位置の変更>

同一最小行政区画の場合のみ位置変更届（営業所のみ）

1. 営業所、休憩・睡眠施設の認可申請書 …………… （但し、営業所の位置変更において同一最小行政区画内での変更の場合は、変更届でよい）

2. 添 付 書 類

- ① 自己所有の場合 …………… 土地・建物の登記簿謄本（抄本）、未登記の場合は、固定資産課税台帳登録証明書
自己所有でない場合 …………… 賃貸借契約書（写）または、使用承諾書（写）
〔 1年以上の契約がされていること、契約期間が1年未満の場合は、自動的に更新される旨の契約事項があること 〕

② 平面図（求積図）

③ 付近の見取図および営業所・車庫間の距離が判明する図面（写）

④ 写 真 …………… 事務所・休憩・睡眠施設全景、室内等

⑤ 宣誓書 …………… 都市計画法等関係法令に抵触しない旨、宣誓した書面

注. 〔 運送利用者が自由に入出りできる場所に限り
掲示事項（運賃および料金表、運送約款） 〕

<車庫の新設>

1. 車 庫 の 認 可 申 請 書

2. 添 付 書 類

- ① 自己所有の場合 …………… 土地・建物の登記簿謄本（抄本）、未登記の場合は、固定資産課税台帳登録証明書
自己所有でない場合 …………… 賃貸借契約書（写）または、使用承諾書（写）
〔 1年以上の契約がされていること、契約期間が1年未満の場合は、自動的に更新される旨の契約事項があること 〕

② 平面図（求積図）

③ 付近の見取図および営業所・車庫間の距離が判明する図面（写）

④ 写 真 …………… 車庫全景、出入口、前面道路等

⑤ 宣誓書 …………… 都市計画法等関係法令に抵触しない旨、宣誓した書面

⑥ 車両配置図 …………… 車庫の収容率が90%以上のとき

⑦ 通行承諾書（写） …………… 私道を通行する場合

※前面道路の幅員について …………… 幅員証明書が必要とされる場合があります。
道路管理者の証明。国道は不要。前面道路が私道の場合はそれに接続する公道

・道路幅員 { 通常道路 6.5m以上
一方通行 4.0m以上

・車道幅員 { 通常道路 5.5m以上
一方通行 3.0m以上
が必要

◎ 事前届

<増車>

1. 事前届出書 新・旧対照表等
2. 事業用自動車等連絡書・手数料納付書
3. 車両配置図・自動車検査書(写)..... 車庫の収容率が90%以上のとき

◆ ランクおよび1両当りの必要算定面積

| 種別 ----- 車両区分 | 小型 | 普通 | けん引 | 被けん引 | |
|---------------------|---------------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | | | ポール | トレーラ |
| 適用車両 | 長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.0m以下 | 道路運送車 両法に規定 する普通車 | | | |
| 所要面積 | 10 m ² | 25 m ² | 20 m ² | 20 m ² | 35 m ² |

(例) 400 m²の車庫に4トン車(普通車)4台、けん引車(トラクター)2台、トレーラ2台を収容する場合

$$\frac{(25 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 台}) + (20 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 台}) + (35 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 台})}{400 \text{ m}^2} \times 100 = 52.5\%$$

※自動車の種別は小型車・普通車については、道路運送車両法の規定による。

- ◆ 増車に従って車庫の収容能力を拡大する必要がある時は、あらかじめ車庫の認可を受けておくこと。
- ◆ 増車実施予定日が、行政処分期間終了後であること。

<減車>

1. 事前届出書 新・旧対照表等
2. 自動車検査証(写)
3. 事業用自動車等連絡書・手数料納付書

◎ 事後届

| 項目 | 添付書類 | |
|-------------|--------|-----|
| | 新旧・対照表 | 宣誓書 |
| 氏名、名称、または住所 | ○ | |
| 主たる事務所 | ○ | |
| 役員 | ○ | ○ |

△取締役会議事録は、特に要請があったとき添付する。

◎ その他

- ・ 運転者適性診断は、一般診断・特別診断の他、初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ・Ⅱに該当する場合は、適宜受診のこと。
- ・ 運行管理者、整備管理者については、定められた必要な員数を確保するとともに、車庫と営業所が常時緊密な連絡がとれる体制を整備すること。
- ・ 事業報告書、事業実績報告書は、定められた期間内に提出すること。